

日田市産後ケア事業のご案内

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、お母さんのからだところのケアや育児サポートなどを行います。日帰りや宿泊、家庭訪問によるケアや相談が受けられます。

★利用できる方

日田市に住民票がある生後1歳未満の赤ちゃんとそのお母さんで、産後ケアを必要とする方

※ただし、施設によって受け入れ月齢が異なります。（市内産婦人科は概ね4か月まで）
※感染症等で治療中の方は、利用できません。

宿泊型は3食付、
デイサービス型は1食付
訪問型は食事提供なし

★ケアの種類と内容

- ◎種類：宿泊型 ・ デイサービス型（日帰り） ・ 訪問型
- ◎内容：授乳や沐浴などの助言、育児相談、お母さんの体調管理など
- ◎利用回数：必要に応じた回数
（宿泊型、デイサービス型、訪問型合わせて最大7回まで）

★利用料

※利用料は直接利用施設へお支払いください。
※生活保護の方は利用料が変わりますのでご相談ください。

	利用時間	利用料（1回あたり）
宿泊型	AM10時～翌AM10時	3,000円
デイサービス型	AM10時～PM5時	1,500円
訪問型	概ねAM10時～PM5時の間で2時間	1,000円

★産後ケア事業を実施している市内の施設

施設名	連絡先	宿泊 4か月まで	デイ 4か月まで	訪問 4か月まで
石井産婦人科	(0973) 23-4153	○	○	-
宮原レディースクリニック	(0973) 24-3584	○	○	○ 市外への訪問は 要相談
みよしクリニック	(0973) 24-1515	○	○	-

※利用日については、利用者の希望日と、施設の受け入れ可能な日程で調整を行います。
※日田市外の施設での利用をご希望の場合は、こども家庭相談室へご相談ください。

裏面に続く

★利用の流れ

利用を希望される場合、申請書の提出が必要です。
まずは、日田市こども家庭相談室へご相談ください。

申請書の提出

【必要な物】母子健康手帳

※生活保護世帯の方は「生活保護証明書」をご提出ください。

●日田市産後ケア事業利用申請書をこども家庭相談室へ提出

※来庁が難しい場合は個別に対応しますので、こども家庭相談室へご相談ください。

- ・代理人による申請
- ・保健師が家庭訪問しての申請
- ・事前に電話で聞き取り、利用当日、施設で面談 等

利用施設の調整

利用を希望する施設が利用可能か、担当者が確認します。

※ベッドの空き状況などによっては、利用できない場合があります。

通知書の送付

利用が承認された場合は、「産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。

事業利用

必要な持ち物を持参し、産後ケアを利用してください。

※キャンセルされる場合は、前日までにこども家庭相談室または施設にご連絡ください。

【持参する物】母子健康手帳、産後ケア事業利用承認通知書、お母さんと赤ちゃんの健康保険証・子ども医療費受給資格者証、おむつ、おしりふき、哺乳瓶、ミルク、着替え等

利用終了後

初回ご利用後はアンケートに記入し施設にご提出ください。

ご利用後は体調等の確認のために、保健師から連絡いたします。

【問合せ先】日田市 こども家庭相談室 （市役所1階）
電話 （0973）22-8230（直通）